

我が国農学校に於ける教育課程からみた 造園教育の展開

小板橋二三男*・進士五十八**

(平成 20 年 11 月 21 日受付/平成 21 年 3 月 12 日受理)

要約: 旧教育制度下の我が国農学校に於ける造園教育については、今まで研究がなされていない。筆者らは、農学校に於ける造園教育の展開を教育課程から明らかにすることを、本研究の目的とした。我が国農学校に於ける造園教育は、1908 年創立の東京府立園芸学校の学科課程（教育課程）に、学科目「園芸」の教育内容の一つとして「庭園」が設定されることに始まる。1921 年公布の改訂「農業学校規定」にもとづき園芸・農芸教育を実施する農学校が全国各地に設置され、この殆どの学校で教育課程に造園教育が設定された。1943 年の「実業学校規定」公布までの改訂「農業学校規定」期には、造園教育を教育課程に含む農学校は 26 に及んだが、この間造園科を設置したのは、東京府立園芸学校のみであり、学科目として「庭園」または「造園」を設定した学校もわずか 6 校に過ぎなかった。造園教育を実施する多くの農学校に於いては、造園教育は園芸あるいは農芸教育の教育内容の一つとしての位置づけに留まっていた。

キーワード: 園芸教育, 教育課程（学科課程）, 庭園, 造庭, 造園

1. 緒 言

戦前の我が国教育機関での造園教育については、札幌農学校、奈良女子高等師範学校、千葉県立高等園芸専門学校、文部省直轄高等諸学校、東京帝国大学での造園教育について、西村によって記されている¹⁻⁵⁾。また、農業高等学校での造園教育については、進士・森永・佐々木⁶⁾及び中瀬・近藤⁷⁾による報告が存在する。一方、旧教育制度下に於ける農業学校（以下「農学校」と表記）での造園教育についての研究は、皆無である。したがって、農学校での造園教育の研究は、我が国の教育機関に於ける造園教育、殊に中等農業教育機関に於ける造園教育の変遷を明らかにし、今後の造園教育を展望する上で、大きな意義を有しているといえる。そこで本報では、我が国農学校に於ける造園教育の展開について、特に教育課程から明らかにすることを目的とした。

農学校での教育内容を知る資料は、その学則にある。農学校の学則には学科課程（以下「教育課程」と表記）が掲載されている。教育課程には学科目とその教育内容、学年配当及び毎週授業時数が、表記されている。したがって、農学校に於ける造園教育実施の有無及びその実施情況は、教育課程によって知ることが可能となる。

我が国農学校教育は、明治 32 年（1899）2 月 7 日公布的「実業学校令」に伴い制定された「農業学校規定」（同年 2 月 25 日公布）にしたがって実施された。前述のように、この「農業学校規定」期の農学校の教育課程には、学科目の教育内容が表記されていた。「実業学校令」にかわり、昭

和 18 年（1943）1 月 21 日公布の「中学校令」に伴い制定された「実業学校規定」（同年 3 月 2 日公布）期に於ける農学校の教育課程には、教科（「農業学校規定」で用いられた「学科目」の名称は、「実業学校規定」では「教科」に変更）及びその学年配当・授業時間は表記されたが、各教科の教育内容は表記されていない。したがって、農学校に於ける造園教育実施の情況は、その教育課程から知ることは出来ない。

後述するように、我が国農学校に於いて造園教育がその教育課程に現れるのは、明治 41 年開校の東京府立園芸学校の教育課程に「庭園」が明記されたことによる。したがって本研究の対象は、初めて「庭園」が教育課程に設定された明治 41 年（1908）から、「実業学校規定」が公布された昭和 18 年（1943）3 月（昭和 17 年度）までの 34 年間とした。

2. 「農業学校規定」と造園教育の展開

実業教育全般に係わる我が国初の基本法となる「実業学校令」が、勅令第 29 号として明治 32 年（1899）2 月 7 日公布される。本勅令に於いて、実業学校の目的は、「工業農業商業等ノ實業ニ從事スル者ニ須要ナル教育ヲ爲ス」（第 1 条）と定められた。本勅令公布に伴い同年 2 月 25 日「農業学校規定」が、文部省令第 9 号として公布される。大正 9 年の改正「農業学校規定」公布まで、この「農業学校規定」の下に農学校教育は展開されることとなる。

本規定に於いて、甲種農業学校の「實業ニ關スル科目」の一つとして、学科目「園芸」が設定された。しかし、そ

* 東京農業大学大学院農学研究科環境共生学専攻

** 東京農業大学地域環境科学部造園科学科

の教育内容は、蔬菜、果樹であり、造園に関する教育は想定されてはいなかった⁸⁾。

造園に関する教育が教育課程に明記されるには、東京府立園芸学校設立を俟たねばならなかった。「園芸ノ業ニ從事セントスルモノニ適切ナル教育ヲ施ス」ことを目的に明治41(1908)年設立された当校に於いて、造園に関する教育が始まったのである。当校開校の翌明治42年(1909)、大阪府立農学校に園芸科が新たに設置される。本園芸科の教育課程にも、学科目「園芸」の教育内容の一つに「庭園」が明記された。これらの背景には、明治36年(1903)頃の福羽逸人(1858-1921)による「造苑学」の確立⁹⁾や、明治38年(1905)の横井時敬(1860-1927)による「庭園藝」の必要性の主張¹⁰⁾があるものと思われる。

「農業学校規定」による甲種農業学校¹¹⁾に於いて、造園に関する教育が教育課程に設定されたのは、明治42年(1909)の時点で甲種農学校78校中この2校であった。つまり、上記2校の教育課程に於いて学科目「園芸」の教育内容の一つとして「庭園」が組み込まれたことにより、我が国農学校での造園教育が始まったのである。この2校の教育課程にみられる造園教育の展開は、次のようになる。

(1) 東京府立園芸学校の造園教育—学科目「園芸」の教育内容から「庭園」の新設まで

前述のように、農学校の教育課程に「庭園」が明記されたのは、東京府立園芸学校の教育課程が嚆矢である。明治41年(1908)3月制定の当校創立時学則に於いて、学科目「園芸」の3学年6時間履修の教育内容(具体的には、果樹、蔬菜、観賞植物、庭園、温室管理、果菜調理)の一つとして「庭園」が、設定された(表1)。本教育課程では、第3学年総授業時間24時間中、普通学科目7時間に対し専門学科目17時間であり、専門学科目は、第3学年の授業時間の約40%を占めている。この内、学科目「園芸」は、24時間中の6時間、第3学年の授業時間の25%を占め、庭園は、学科目「園芸」6分の1、毎週1時間の授業と位置づけられた。

明治44年(1911)、当校は教育課程の大幅な改正を行う。本改正に於いて、学科目「園芸」は、「園芸通論及果樹」、「蔬菜」、「観賞園芸」の3学科目に分科された。本改正により、これら3学目はいずれも、2学年及び3学年2時間ずつ履修と定められ、履修時間は2時間増加され、12時間履修に改められた。庭園は、学科目「観賞園芸」の3学年2時間履修の教育内容(具体的には、観賞植物、温室管理及庭園)の一つとして位置づけられた。本改正に於いて学科目「観賞園芸」を創設したことは、園芸の教育内容を、果樹、蔬菜の生産のための園芸と観賞のための園芸(観賞植物及び庭園)との二つのカテゴリーに分科したことを意味している。

つまり、園芸教育の内容をその目的別に「果樹、蔬菜栽培の園芸」と「観賞のための園芸」に分科したことを意味している。しかし、この目的別分科には、観賞植物(花卉)栽培と庭園という、異なる性格を有する教育内容二つが同時に扱われる結果を生じた。したがって、一層の園芸教育

表1 東京府立園芸学校創立時の「学科課程及毎週教授時数」

科 目	時数	第 1 学 年	時数	第 2 学 年	時数	第 3 学 年
修 身	1	人倫道德ノ要旨	1	同 左	1	同 左
国 語	3	読書、作文	3	同 左	3	同 左
英 語	3	讀方、誤解 書取、文法	3	同 左	3	同 左
数 学	4	算術、代数、幾何	3	代数、幾何		
図 画	2	自在画 用器画	1	同 左		
体 操	2	普通体操 兵式体操	2	同 左		
物理及気象	3	物理及気象				
化 学	3	無機化学	2	同 左		
動 物 及 博 物	2	動物及人身生理				
植 物	2	植物	3	病虫害		
地 質	1	鉱物、岩石、地質				
植物栄養土 壤 及 肥 料					3	植物栄養 土壤肥料
農業土木及 農 具					1	農業土木 及農具
作 物	2	各論	1	通論		
園 芸			4	通論、果樹	6	果樹、蔬菜、 観賞植物、 庭園、温室管 理、果菜調理
農 産 製 造					2	農産製造
畜 産					2	畜産
農 業 簿 記			1	農業簿記		
経済及法規					3	経済学原論 農業経済 農業法規
合 計	28		24		24	
実 習		動物実験 圃場実習		動物実験 圃場実習 温室実習 手芸実習 圃場実習		化学実験 圃場実習 温室実習 農産製造実習 圃場実習

注) 明治41年(1908)3月12日制定の「東京府立園芸学校學則」第9条掲載の「学科課程及毎週教授時数」表を横組に変更。数字:毎週教授時数(警視廳東京府:東京府令第27号, 警視廳東京府公報第1242号, pp.429-430, 1908.)。

充実には、園芸教育の内容を「園芸植物栽培のための園芸」と「庭園」との二つに分科させる必然性を内包していたといえよう。なお、創立当初の学科目「園芸」の3学年履修の教育内容一つとしての「果菜調理」は、本改正に於いて学科目「農産製造」に含められ、新学科目「農産製造及果菜調理」が設定された。これにより、学科目「園芸」の教育内容を、園芸作物(果樹・蔬菜)栽培とその利用とに完全に分離した。

次いで、大正6年(1917)の教育課程改正を行う。改正理由は、「爾今一層力ヲ直接園芸ニ関スル學科目及實習ニ力ヲ用キ以テ學校本來ノ特色ヲ發揮スル爲」¹²⁾であった。本改正に於いて、「観賞園芸」の教育内容の一つとしての庭園は、新たな学科目「庭園」として独立する。本改正により、当初の学科目「園芸」は、「果樹」、「蔬菜」、「観賞植物」、「庭園」の4学科目に分科され、その履修時間も約2倍、19時間へと増加した。学科目「庭園」は、2学年及び3学年2時間ずつ、合計4時間履修となり、園芸関係学科目履修時間の10%から約2倍の21%へと増加した。つまり、本教

育課程改正に於いて、園芸教育の内容が「栽培のための園芸」と「庭園」との二つのカテゴリーに完全に分けられたといえる。

つまり、この間の当校における教育課程の改正は、園芸教育の一層の深化を図り、学科目「園芸」を園芸作物毎に独立した学科目へと分科させ、その履修時間を増加した。この教育課程の改正に伴い、庭園は「園芸」の教育内容から「観賞園芸」の教育内容に位置づけられ、新学科目「庭園」として独立する。ここに到り当校の園芸教育の内容は、「栽培」と「庭園」の二つに完全に分科したことになる(表2)。

(2) 大阪府立農学校の造園教育—学科目「園芸」設置から大阪府立園芸学校創設まで

明治42年(1909)、大阪府立農学校に、新たに園芸科が設置される。本園芸科の教育課程に於いて庭園は、学科目「園芸」の3学年5時間履修の教育内容(具体的には、果樹、促成、温室、庭園、盆栽)の一つとして設定されている。当校の教育課程に於いて、3学年の授業総時数29時間の内、専門学科目の授業時数は15時間、毎週授業時数の52%を占めており、学科目「園芸」は、この専門学科目の中で最大の5時間、毎週授業時数の約17%を占めている。庭園は、学科目「園芸」の毎週授業時数1時間と位置づけられた(表3)。

次いで、大正8年(1920)の教育課程改正に於いて、3学年の総授業数30時間の内、専門学科目の総時数は16時間、毎週授業時数の55%を占め、学科目「園芸」は、1時間増加、専門学科目中の最大の6時間、毎週授業時数の20%を占めるように設定された。

当校園芸科は、大正13年(1924)に分離独立し、同年2月18日創設の大坂府立園芸学校に引き継がれる。この学校の教育課程に於いて庭園は、後述するように学科目「観賞園芸」の教育内容の一つとして設定されることとなる。

3. 改正「農業学校規定」期に於ける造園教育の展開

大正9年(1920)、「実業学校令」は改正され、勅令第564号として12月15日公布される。本勅令に於いて実業学校の目的は、「實業ニ從事スル者ニ須要ナル知識技術ヲ授ケルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニ力ムヘキモノトス」(第1条)と定められた。新たに「兼テ徳性ノ涵養ニ力ムヘキモノトス」が、実業学校の目的に加えられたのである。本改正に伴い、改正「農業学校規定」が、文部省令第4号として翌大正10年(1921)1月15日公布される。この後、昭和18年(1943)1月公布の「中等学校令」にもとづく同年3月2日公布の「実業学校規定」まで、この改正「農業学校規定」のもとで農学校教育は展開されることになる。

(1) 「農業学校學科課程」と造園教育

大正12年(1923)、文部省は「農業学校學科課程」を制定し、1月に実務教育局より配布した¹³⁾。本学科課程中の「農業学校園芸科学科課程」に於いて、造園に関する教育は、学科目「観賞園芸」の教育内容の一つ「造庭」として

表2 東京府立園芸学校に於ける園芸関係学科目の展開

	明治41年(1908) 創立時教育課程	明治44年(1911) 教育課程	大正6年(1917) 教育課程
年			
一 年			蔬菜 2/30 (蔬菜)
二 年			庭園 2/28 (庭園)
三 年	園芸 4/24 (通論及果樹)	觀賞園芸 2/28 (觀賞植物) 蔬菜 2/28 (蔬菜) 園芸通論及果樹 2/28	觀賞植物 3/28 (花卉) 蔬菜 2/28 (蔬菜) 果樹 3/28 (果樹)
	園芸 6/24 (果樹、蔬菜、 觀賞植物、 庭園、 温室管理、 果菜調理)	園芸通論及果樹 2/26 (果樹) 蔬菜 2/26 (蔬菜) 觀賞園芸 2/26 (觀賞植物、溫室管 理及庭園)	果樹 2/26 (果樹) 蔬菜 2/26 (蔬菜) 觀賞植物 2/26 (花卉裝飾、盆栽、 溫室管理) 庭園 2/26 (庭園及盆景)

注) 明治41年(1908)から、大正6年(1917)までの園芸関係学科目の展開を示した。明治41年(1908)東京府令第27号、明治44年(1911)東京府令第28号、大正6年(1917)東京府令第8号掲載の「學科課程及毎週教授時數表」より、園芸関係学科目のみ抽出。数字:各学科目の授業時数/当該学年総授業時数、():学科目の教育内容。

表3 大阪府立農学校園芸科創設時の「課程授業時数」

学 科 目	第 1 年 級	毎週 時数	第 2 年 級	毎週 時数	第 3 年 級	毎週 時数
修 身	人倫道德ノ要旨	1	同 左	1	同 左	1
読 書 作 文	説書(國語 漢文) 作文(漢字交り)	4	同 左	2	同 左	2
数 学	算術、代数 幾何初步	4	代数、幾何	3	幾何、三角 測量	3
物 化	物理学大意 無機化学	3 3	気候学大意 有機化学	1 2		
博 物	動物及人身生理 植物 鉱物	4	植物生理	1		
土 壤 農 肥 料			土壤農具 性質用法	5	土壤改良	1
作 物	普通作物 特用作物	3				
園 芸	花卉 蔬菜	2	果樹 蔬菜	5	果樹促成温室 庭園盆栽	5
病 虫 害			植物病理 害益虫	2	同 左	1
農 産 製 造					主要農産製造	2
畜 産			各論(鶏蜂)	1	各論(牛馬豚)	2
経 済 法 規			農業簿記	1	農業經濟 農業法規	3
林 学 大 意					林学大意	1
外 国 語	英語	3	同 左	3	同 左	4
体 操	兵式体操	2	同 左	2	同 左	2
計		29		29		27
実 習		無定期		無定期		無定期

注) 明治42年(1909)3月25日制定の「大阪府立農学校學則」第3章掲載の「課程授業時数」表を横組みに変更。数字:毎週教授時数(大阪府:大阪府令第38号、大阪府公報 第2459号、pp.8-10, 1909.)

表 4 「農業學校學科課程」掲載の科目「觀賞園芸」の修業年限別学校の履修学年、教育内容、毎週授業時数

履修学年	教 育 内 容	授業 時 数	学 年	入 学 資 格	修業 年限
第4学年	花卉、温室、盆栽	3	29	尋常小卒	5年
第5学年	造庭	2	29		
第2学年	花卉	1	29	高等小卒	3年
第3学年	花卉、温室、盆栽、造庭	3	29		
第3学年	花卉、温室	2	29	尋常小卒	4年
第4学年	盆栽、造庭	2	29		
第3学年	記載無	2	29	尋常小卒	3年

(注) 文部省實業學務局:大正12年1月 農業學校學科課程、文部省實業學務局, pp.50-57, 1924. より科目「觀賞園芸」のみ抽出。

本学科目に位置づけられた(表4)。

前述のように、明治44年(1911)、すでに東京府立園芸学校に於いて園芸教育を目的別に果樹・蔬菜栽培のための園芸と觀賞のための園芸との二つに分離し、科目「觀賞園芸」を創設し、庭園はこの学科目の教育内容の一つとして設定されていた。科目「觀賞園芸」を、「農業學校學科課程」中の園芸科学科課程に設定したのは、改正農業学校規定公布時期には、すでに園芸を「果樹・蔬菜栽培のための園芸」と「觀賞のための園芸」との二つに分けて取り扱うことが一般化していたことを意味している。

この「農業學校學科課程」に於ける「造庭」の設定は、改正「農業学校規定」にもとづき新たに設置された園芸学校及び園芸科に於いて、造園に関する教育をその教育課程中に設定する途を開いたのである。

なお、東京帝国大学農科大学に於いて大正5年(1916)から公開講座「景園学」(大正7年(1918)造園学と改称)が実施され、次いで大正8年(1919)には選択科目として「造園学」が設置され、「庭園」より広い概念を持つ「造園」の語が普及するようになった。このような情況の中で「實業ニ從事スル者ニ須要ナル知識技術ヲ授クルヲ」(「實業学校令中改正」大正9年(1920)勅令第564号、第1条)目的とする実業学校にあっては、この新しい「造園」は、まだ実業として確立していない情勢で、この語を採用することは時期尚早と判断し、より具体性のある「庭を造る」意味の「造庭」の語を科目「觀賞園芸」の教育内容に採用したものと考えられる。つまり庭園から造園への過渡期にあたため、「造庭」の語が採用されたと考えることができる。

(2) 改正「農業学校規定」期の東京府立園芸学校での造園教育—学科目「庭園及都市計画」の新設から造園科設置へ

当校は大正15年(1926)、修業年限3年の甲種農学校から、改正「農業学校規定」にもとづく修業年限5年の農学校に移行する¹⁴⁾。この移行に伴い学科目「庭園」は、「庭園及都市計画」に変更された。

学科目「庭園」を「庭園及都市計画」に変更したのは、すでに千葉県立高等園芸学校に於て、大正11年(1922)の教育課程改正によって「庭園論」を「造園学及都市計画」に変更した前例があったこと¹⁵⁾、また大正12年の関東大震災時に避難場所として公園の価値が見直され、この時期に震災復興事業が実施され都市計画との関連から公園緑地の設置を考えることの重要性が認識されたためであると考えられる。なお、京都帝国大学農学部林学科には、大正15年(1926)に造園学講座が設置され、造園学・造園学実習・都市計画及地方計画の3科目が包含されていた事実がある¹⁶⁾。

学科目「庭園及都市計画」は、4学年1時間、5学年3時間履修と定められた。本科目に於いて「農業學校學科課程」にならい、「庭園」は「造庭」の語に改められたのである。

当校の教育課程に於いて、「造園」の語が初めて登場するのは、昭和5年(1930)の本科(昭和4年(1929)4月設置の修業年限1年の専修科に対して従来の課程を本科と称し区別した)の教育課程に於いてである。科目「庭園及都市計画」の教育内容に「造庭」にかわって、「造園」の語が初めて用いられている。4学年1時間履修の教育内容が造園となり、5学年3時間履修の教育内容が造園、都市計画と記載されたのである。しかし、理由は不明だが、翌昭和6年(1931)本科目の教育内容は再び「造庭」に戻された。

昭和10年(1935)の教育課程改正に於いて、学科目「庭園及都市計画」は再び「造園及都市計画」に変更され、これに伴い教育内容も造庭から造園に戻された。本変更の理由は、「教授内容ノ範囲ヲ拡ムル必要ヲ認メタル故ナリ」¹⁷⁾であった。

昭和16年(1941)4月、東京府立園芸学校は、本科を4学年より園芸科と造園科とに分科した。旧教育制度による農学校唯一の造園科が誕生したのである。造園科の専門科目は、「觀賞植物」、「造園概論」、「土木測量、製図」、「造園樹木」、「造園史、修景学」、「造園設計」、「神社林苑、都市計画」、「公共造園、造園法規」、「建築、区画整理」の9科目に設定された。造園専門科目の授業時数は、4学年の19%、5学年の24%を占めるように設定されている(表5)。

改正「農業学校規定」下に於ける当校の造園教育は、庭園に都市計画を加えて学科目「庭園及都市計画」へと改正し、その教育内容の一層の拡大、拡充を図るために、学科目の名称を「庭園」から「造園」へ改正して、学科目「造園及都市計画」とし、本学科目の教育内容の表記も庭園→造園→造園→(造庭)→造園へと変遷をたどる。つまり当校に於ける造園教育の展開は、創立時の教育課程に設置された学科目「園芸」の教育内容の一つとしての「庭園」から始まり、次いで独立した学科目となり、順次その教育内容の拡大、充実を図り、創立から33年後の昭和16年(1941)に、造園科が設置されるに至ったのである(表6)。

(3) 大阪府立園芸学校創設とその造園教育—学科目「觀賞園芸」から「庭園」新設へ

大正13年(1924)、園芸の名を冠する二番目の農学校として大阪府立園芸学校が創設される。当校は、大阪府立農

表 5 東京府立園芸学校造園科の専門科目及び教授時数

学 科 目	第 4 学 年 時 数	第 5 学 年 時 数
観賞植物(花卉、盆栽)	1	
造園概論	1	
土木測量、製図	2	
造園樹木	1	1
造園史、修景学		1
造園設計		2
神社林苑、都市計画		2
公共造園、造園法規		1
建築区画整理		1
専門科目合計時数	5	8
学年合計時数	26	33
専門科目時数の割合	19%	24%

(注) 昭和 16 年 (1941) 4 月 8 日制定の学則中改正に掲載の「本科課程及毎週教授時数表」より、造園科専門学科目のみ抽出(警視廳東京府:東京令第 35 号, 警視廳東京府公報第 2188 号, pp.413 - 414, 1941.)。() : 学科目の教育内容。

商学校の移転に伴い、その跡地(大阪府豊能郡秦野村)に大阪府立農学校の園芸科を分離独立させて大正 13 年(1924)に創設された学校である。当校をこの地に創設した理由は、「古來園藝地帯トシテ有名ナル府下豊能郡ノ地ニ於テ經營スルコトハ土地ノ情況ニ順應スル最モ適當ナル施設ト相信シ」たためであった¹⁸⁾。

当校創設時の教育課程に、学科目「観賞園芸」の 2 学年 3 時間履修の教育内容(具体的には花卉、庭園)の一つとして「庭園」が、また、3 学年 4 時間履修の教育内容(具体的には温室、盆栽、造庭、都市計画)の一つとして「造庭」がそれぞれ設定された。「観賞園芸」は、2 学年の専門学科授業時数 12 時間の内の 3 時間、25%, 第 3 学年の専門学科授業時数の 16 時間の内の 4 時間、25% をそれぞれ占めている(表 7)。

昭和 3 年(1928)の教育課程改正により、2 学年の学科目「観賞園芸」の授業時間を 1 時間増加、次いで昭和 6 年(1931)の教育課程改正により、学科目「観賞園芸」はその教育内容を二つに分科して、新たな学科目「花卉」と「庭園」とに分離された。学科目「庭園」は、2 学年 1 時間、3 学年 4 時間履修とそれぞれ設定された。2 学年の専門学科目 11 時間の 9%, 3 学年の専門学科目 13 時間の約 15% をそれぞれ占めている。学科目「庭園」の教育内容は、2 学年では庭園、3 学年では庭園、都市計画であった。昭和 11 年(1936)の教育課程改正に於いて本学科目の履修時間は、2・3 学年それぞれ 2 時間ずつの履修となり、昭和 12 年(1937)の学則改正により、修業年限 5 年の第一本科と修業年限 3 年の第二本科に分離され、学科目「庭園」は、第一本科の教育課程に於いて、4・5 学年それぞれ 2 時間ずつ履修と設定され、その教育内容は、4 学年に於いては「庭園

表 6 造園教育関係学科目の変遷及び造園科学科目

大正 15 年 (1926) 教 育 課 程	昭 和 5 年 (1930) 教 育 課 程	昭 和 6 年 (1931) 教 育 課 程	昭 和 10 年 (1935) 教 育 課 程	昭 和 16 年 (1941) 教 育 課 程
学 科 目	庭園及 都 市 計 画	庭園及 都 市 計 画	庭園及 都 市 計 画	造園 都 市 計 画
四 学 年	1/30(造庭)	1/30(造園)	1/28(造庭)	1/29(造園)
五 学 年	3/30 (造庭及都 市 計 画)	3/30 (造園、都 市 計 画)	2/27 (造庭、都 市 計 画)	2/28 (造園、都 市 計 画)

(注) 大正 15 年 (1926) から昭和 16 年 (1941) の造園科設置に至る間の造園関係学科目の展開を示した。大正 15 年 (1926) 東京府令第 17 号、昭和 5 年 (1930) 東京府令第 6 号、昭和 6 年 (1931) 東京府令第 16 号、昭和 10 年 (1935) 東京府令第 24 号、昭和 16 年 (1941) 東京府令第 35 号掲載の「學科課程及毎週教授時数」表から造園関係学科目及び造園科設置時の学科目を抽出。数字: 各学科目の授業時数 / 当該学年の総授業時数、(): 各学科目の教育内容。

史、庭園材料」となり、5 学年に於いては「庭園設計、都市計画」と設定された。また第二本科は、昭和 11 年 (1936) 改正の教育課程がそのまま引き継がれ、学科目「庭園」は、2・3 学年それぞれ、2 時間履修と設定されている。

つまり、大阪府立園芸学校の造園教育は、大正 12 年 (1923) の「農業學校學科課程」にない、学科目「観賞園芸」の教育内容の一つとして始まり、新たに学科目「庭園」として独立し、昭和 12 年 (1937) の修業年限 5 年の第一本科の教育課程に於いて、その教育内容は、庭園史、庭園材料、庭園設計、都市計画の 4 つに細分化された(表 8)。

改正「農業學校規定」期の農学校に於ける造園教育は、この二つの園芸学校に於いて始まったといえるのである。この両校に於ける造園教育の展開の違いは、東京府立園芸学校では、学科目「庭園」から「造園」へ、更に造園科設置へと大きく展開するが、一方、大阪府立園芸学校に於いては庭園のままで造園教育が展開したことにある。つまり

表 7 大阪府立園芸学校創設時の「学科課程及教授時数」

学 科 目	第 1 学 年	時 数	第 2 学 年	時 数	第 3 学 年	時 数
修 身		1		1		1
国 語	講説、作文、習字	4	講説、作文	4	講説、作文	2
数 学	代数	4	代数、幾何	3	幾何、測量、三角	3
物 理	物理、気象	2				
化 学	無機化学 有機化学	3	有機化学	1		
博 物	歎物、動物、植物	3	生理 植物生理	2		
歴 史	外国歴史	1				
法 制				法制、農業法規	1	
経済及簿記			農業簿記	1	経済 農業経済	2
図 画	自在画	2	自在画 用器画	1		
英 語		4		3		3
体 操		2		2		2
蔬 菜		1		2	促成栽培	2
果 樹				2		3
観 賞 園 芸	花卉	1	花卉、庭園	3	温室、造庭 盆栽、都市計画	4
作 物	各論	2			汎論	1
病 虫 害				1		2
土壤及肥料				2		
農業工 学			農具、手工	2	土木製図	2
畜 産					養鶏、養豚	1
農 産 製 造						1
教育(随意)					教育ノ大要 及教授法	(3)
合 計		30		30		30 (33)
実験及実習	同 左	不定時	同 左	不定時	同 左	不定時

注) 大正 13 年(1924) 4 月 1 日制定の「大阪府立園芸学校學則」掲載の「学科課程及教授時数」表を横組に変更。数字: 毎週教授時数(大阪府: 大阪令第 27 号, 大阪府公報 4 月号外, pp.17-19, 1924.)。

り、大阪府立園芸学校では、造園教育は、園芸の一分野としての庭園の位置づけのままで推移し、園芸教育と並立することはなかったのである。

(4) 園芸学校・農芸学校、園芸科・農芸科等での造園教育
改正「農業学校規定」には、農学校の学科について、「農業學校ニ於テハ、土地ノ状況ニ依リ學科ヲ養蠶科、園藝科、畜産科又ハ林業科等ニ分チ其ノ一學科又ハ數學科ヲ置クコトヲ得。二學科以上ヲ置ク場合ニ於テハ學科ノ種類、修業年限ニ依リ或學年ノ課程ハ之ヲ學科別ト為ササルコトヲ得。」(第 11 条) と規定されている。つまりこの改正「農業学校規定」に於いては、農学校に複数の学科を設置することが、正式に認められたのである。この規定にもとづき、全国各地の農学校に園芸科、農芸科等の学科が設置され、また、園芸・農芸の名を冠した学校の設置も相次いだ。これら農学校は、昭和 17 年(1942)には、30 校に及んでいるが、この内、造園教育を教育課程に設定したのは 23 校であった(表 9)。

改正「農業学校規定」期に造園教育を教育課程に設置した農学校は、26 校であったが、この内、2 校の林業学校(奈良県立吉野林業学校、京都府立須知農林学校)と、1 校の農業教育実施校(福岡県京都農学校)を除いて 23 校の園芸・

表 8 大阪府立園芸学校に於ける学科目「観賞園芸」から
学科目「庭園」への展開

年	大正13年 (1924) 教育課程	昭和3年(1928) 教育課程	昭和6年 (1931) 教育課程	昭和11年 (1936) 教育課程	昭和12年 (1937) 教育課程
一 年	観賞園芸 1/30(花卉)	観賞園芸 1/30(花卉)	花卉 1/28 (花卉)	花卉 1/29 (花卉)	
二 年		観賞園芸 3/30 (花卉、庭園)	花卉 2/28 (花卉)	花卉 2/29	庭園 2/29
三 年		観賞園芸 4/30 (温室、 盆栽、 造庭、 都市計画)	花卉 2/28 (温室、 盆栽)	花卉 2/29	花卉 2/30 (汎論、 露地花卉)
四 年					花卉 2/30 (温室花卉、 盆栽)
五 年					庭園 2/30 (庭園史、 庭園材料)
					庭園 2/30 (庭園設計、 都市計画)

注) 大正 13 年(1924) から昭和 12 年(1937)までの間の学科目「観賞園芸」及び「庭園」の展開を示した。大正 13 年(1924) 大阪府令第 27 号、昭和 3 年(1928) 大阪府令第 14 号、昭和 6 年(1931) 大阪府令第 52 号、昭和 11 年(1936) 大阪府令第 29 号、昭和 12 年(1937) 大阪府令第 31 号の各大阪府令掲載の「學科課程及毎週教授時数」表より関係学科のみ抽出。数字: 各学科の授業時数 / 当該学年の総授業時数、() : 各学科の教育内容。なお、昭和 11 年(1936)の記載無し。

農芸学校及び園芸科・農芸科を設置する農学校に於いて造園教育が実施された。したがって、改正「農業学校規定」期の造園教育実施校の数から、造園教育の主体はこれら園芸・農芸教育実施校であったといえる(表 10)。

a) 学科目を「庭園」・「造園」とした造園教育

改正「農業学校規定」期に於いて造園教育を教育課程に設定した 26 校の内、前述の東京府立園芸学校、大阪府立園芸学校に次いで、昭和年代新たに園芸科を設置した農学校の中で、その教育課程に学科目「造園」を設定した農学校が 4 校(京都府立京都農林学校、兵庫県立農学校、熊本県立熊本農学校、福岡県小倉園芸学校)、学科目「庭園」を設置した学校が 1 校(三重県立河原田農学校)出現した。これらの農学校に於いては、いずれも園芸教育を、栽培園芸と造園(庭園)教育とに分離して捉えていたといえる(表 11)。

① 京都府立京都農林学校に於ける学科目「造園」

昭和 6 年(1931) 4 月、京都府立農林学校は新たに園芸科を設置した。園芸科設置時の教育課程に園芸関係学科目として「園芸」と「造園」2 科目が設置され、造園は 3 学年 2 時間履修と定められ、その教育内容は、「庭園公園及風致經

表 9 園芸・農芸教育を実施した農学校一覧

●園芸の名称を有する学校(5校)	
東京府立園芸学校	明治41年(1908)創立
大阪府立園芸学校	大正13年(1924)創立
奈良県立郡山園芸学校	昭和5年(1930)改称 ・昭和5年(1930)、奈良県立生駒農学校より改称
岩手県立盛農業園芸学校	昭和13年(1938)改称 ・昭和13年(1938)岩手県立盛農学校より改称
福岡県小倉園芸学校	・昭和3年(1928)、福岡県企救農学校より福岡県企救園芸学校へ改称 ・昭和13年(1938)、福岡県小倉園芸学校へ改称
●園芸科を設置する学校(13校)	
大阪府立農学校	明治42年(1909)設置 ・大正13年(1924)園芸科分離独立し、大阪府立園芸学校へ引き継がれる
和歌山県立紀南農業学校	大正12年(1925)設置 ・大正12年(1923)、和歌山県立農林学校から和歌山県立高農業学校へ改称と同時に園芸科設置 ・大正15年(1926)、和歌山県立紀南農学校へ改称
青森県立柏木農学校	昭和4年(1929)設置 ・昭和4年(1929)、男子部に園芸科設置・昭和7年(1932)男子部園芸科廃止
京都府立京都農林学校	昭和6年(1931)設置
奈良県立磯城農学校	昭和6年(1931)設置
宮城県農学校	昭和9年(1934)設置
兵庫県立農学校	昭和9年(1934)設置
(組合)和歌山県有田郡吉備実業学校	昭和10年(1935)設置
注) 文部省實業學務局: 昭和17年4月現在 實業學校一覽, 文部省實業學無局, pp.41-69, 1942. より抽出。(組合): 學校組合立、(市): 市立、(私): 私立、(町): 町立。「・」以下の改称について	
●農芸科を設置する学校(7校)	
三重県立河原田農学校	昭和10年(1935)設置
岩手県立盛岡農学校	昭和11年(1936)設置
広島県立西條農學校	昭和11年(1936)設置
青森県立五所川原農學校	昭和13年(1938)設置
熊本県立熊本農業学校	昭和13年(1938)設置
●農芸学校の名称を有する学校(7校)	
東京府立農芸学校	昭和3年(1928)改称 ・昭和3年(1928)、東京府立中野農学校より改称
佐賀県立佐賀農芸学校	昭和9年(1934)創立
鹿児島県立市来農芸学校	昭和9年(1934)創立
(組合)岡山県立瀬戸農芸学校	昭和10年(1935)創立
(市)山口県宇部農芸学校	昭和10年(1935)創立
大阪府立農芸学校	昭和13年(1938)改称 ・昭和13年(1938)、大阪府立黒山農学校より改称
茨城県立取手農芸学校	昭和17年(1942)改称 ・昭和8年(1933)、茨城県立取手農学校より茨城県立取手園芸学校へ改称 ・昭和17年(1942)、茨城県立取手農芸学校へ改称
●農芸科を設置する学校(5校)	
長野県立更級農業拓殖学校	昭和11年(1936)設置
長野県立下伊那農学校	昭和11年(1936)設置
長野県立佐久農學校	昭和12年(1937)設置
(私)埼玉県与野農商學校	昭和10年(1935)設置
(町)岡山県井原実業學校	昭和10年(1935)設置
●農園科を設置する学校(1校)	
(組合)埼玉県大宮農商學校	昭和7年(1932)創立

この注記は、各校の学則によって確認。ゴシック体表示の校名: 造園教育を教育課程に設定した学校。

営」であった¹⁹⁾。本学科目は、3学年総授業時数29時間の約7%, 3学年専門科目総時数11時間の18%を占めている。また農林科においても、3学年1時間履修設定され、その教育内容は、「庭園及公園」であった。この教育内容から、当校に於ける「造園」は、庭園と公園の両者を含むものとして捉えられていたことがわかる。昭和16年(1941)の学則改正²⁰⁾により、農林科は引き続き修業年限3年、園芸科を修業年限5年と変更した。本改正により学科目造園は、園芸科4・5学年でそれぞれ2時間ずつ合計4時間履修と定められ、履修時間は2倍となった。農林科では引き続き、3学年1時間履修と定められた。本改訂により造園教育の授業時数は、改正「農業学校規定」下の農学校としては、大阪府立園芸学校と同時間の教育が実施された。つまり、旧教育制度下の農学校に於いて造園教育を独立した学科目として立て、多岐にわたる教育を実施したのは、三府の農学校、即ち東京府立園芸学校、大阪府立園芸学校及び京都府立農林学校の3校であった。

② 兵庫県立兵庫農学校に於ける学科目「造園」

昭和9年(1934)4月兵庫県立農学校は、新たに園芸科を設置した。園芸科設置時の教育課程に園芸関係学科目として、「耕種」と「造園」が設置され、造園は3学年1時間履

修と定められた²¹⁾。昭和13年(1938)の教育課程改正により、本学科目は「耕種」に統合され、造園は、学科目「耕種」の3学年7時間履修の教育内容の一つに変更された。

③ 熊本県立熊本農業学校に於ける学科目「造園」

昭和13年(1938)4月、熊本県立熊本農業学校に園芸科が設置される。修業年限5年の農業科(本科第一種), 修業年限3年の園芸科、農業科(本科第二種)が設置され、園芸科設置時の教育課程には、学科目「造園」が3学年2時間履修と定められた²²⁾。3学年の総授業時数30時間の約7%, 専門科目総時数9時間の22%を占めていた。

④ 福岡県小倉園芸学校に於ける学科目「造園」

昭和9年(1934)福岡県企救園芸学校は、新たに園芸科を設置する。園芸科設立時の教育課程には、造園は学科目「農業」の2学年及び3学年履修の教育内容の一つとして設定されていたが、昭和15年(1940)福岡県小倉園芸学校と改称し、5年制へ移行した。この時の教育課程に、学科目「造園学、都市計画」が設定され、4学年専門学科1時間(教育内容は造園), 5学年2時間(育内容は造園学、都市計画)履修と定められた²³⁾。4学年の総授業時数28時間の約4%, 専門科目総時数9時間の11%, 5学年総授業時数28時間の7%, 専門学科目総授業時数9時間の22%を占めて

表 10 改正「農業学校規定」期に於ける造園教育実施校での造園教育を含む学科目の展開（東京府立園芸学校、大阪府立園芸学校を除く）

大正14年 (1925)	昭和4年 (1930)	昭和5年 (1931)	昭和6年 (1932)	昭和7年 (1933)	昭和8年 (1934)	昭和9年 (1935)	昭和10年 (1936)	昭和11年 (1937)	昭和12年 (1938)	昭和13年 (1939)	昭和14年 (1940)	昭和15年 (1941)	昭和16年 (1942)	昭和17年 (1943)
利根川県立 紀南農業学校 大正12年4月園芸科設置 昭和1年男子部の園芸科設置から改称	園芸科「観賞園芸」 III-230 (花卉温室、盆栽造園)													
青森県立 柏木町農業学校 昭和1年男子部の園芸科設置	男子部園芸科 III-130 (花卉造園)													
余良県立 郡山園芸学校 昭和6年余良県立生駒農業学校から改称	「作物及園芸」 III-729 (昭和6年からIII-626) (果樹、高等蔬菜、觀賞植物、造園)													
京都府立 京都農林学校 昭和6年4月園芸科設置														
奈良県立 墓原農業学校 昭和6年4月園芸科設置	園芸科「観賞園芸」 IV-326 (花卉、墓原盆栽)													
奈良県立 吉野林業学校 明治34年創立														
福岡県 京都農業学校 明治40年創立														
学校組合立 大宮農商学校 昭和7年創立														
京都府立 紫知林業学校 昭和7年4月林業科設置														
宮城県 仙台農業学校 昭和8年4月園芸科設置														
東京府立 葛雲学校 昭和1年東京府立町農業学校から改称														
福岡県 小倉農業学校 昭和9年4月園芸科設置														
兵庫県立 奈良農業学校 昭和9年4月園芸科設置														
佐賀県立 佐賀農業学校 昭和9年4月園芸科設置														
学校組合立 和歌山県有田郡吉備農業学校 昭和10年男子部園芸科設置														
三重県立 河原田農業学校 昭和10年4月園芸科設置														
岩手県立 盛岡農業学校 昭和11年4月園芸科設置														
広島県立 西條農業学校 昭和11年4月園芸科設置														
青森県 五所川原農業学校 昭和13年4月園芸科設置														
宇都宮市立 山口農業学校 昭和13年4月宇都宮市立農芸学校から改称														
熊本県立 鹿児島農業学校 昭和13年4月園芸科設置														
札幌市立 鶴見農業学校 昭和14年4月園芸科設置														
井原町立 国山農業学校 昭和10年4月園芸科設置														

注) 「 」: 学科目、ローマ数字: 履修学年、算用数字: 毎週授業時数、() : 教育内容。

表 11 学科目「造園」・「庭園」設置校での学科目の展開

	昭和6年 (1931) 教育課程	昭和9年 (1932) 教育課程	昭和10年 (1935) 教育課程	昭和13年 (1938) 教育課程	昭和15年 (1940) 教育課程	昭和16年 (1941) 教育課程
京都府立 京都農林 学 校					園芸科 「造園」 IV-2/29	
			園芸科 「造園」 (造園公園及風致經營) III-2/29		園芸科 「造園」 V-2/29	
				農林科 「造園」 (庭園及公園) III-2/29	農林科「造園」 III-1/29	
兵庫県立 農 学 校		園芸科 「造園」 (造園) III-1/28		←昭和13年以降科目耕種に統合		
三重県立 河 原 田 農 学 校				園芸科 「庭園」 (庭園、盆栽) III-1/28		
熊本県立 熊 本 農 学 校					園芸科 「造園」 III-2/30	
福岡県 小倉 園芸学校			昭和9年から14年まで科目農業の 教育内の一 つ	「造園学都市計画」 (造園学) IV-1/28 (造園学、都市計画) V-2/28		

注) 学科名、「」: 学科目名、() : 当該学科目の教育内容、但し学科目名とその教育内容が同じ場合省略。ローマ数字: 履修学年、算用数字: 学科目履修時間／履修学年総授業時数。

いた。

⑤ 三重県立河原田農学校に於ける学科目「庭園」

昭和10年(1935)4月、三重県立河原田農学校は、新たに園芸科を設置した。園芸科設置時の教育課程に、学科目「庭園」が3学年1時間履修と定められ、教育内容は、庭園盆栽であった²⁴⁾。本科目は、3学年総授業28時間の約4%、3学年専門学科目総授業時数10時間の10%であった。

b) 学科目「観賞園芸」に造園教育を設定した学校に於ける造園教育

改正「農業学校規定」期にその教育課程に造園教育を設置した園芸学校及び園芸科設置校の内、大正12年(1923)の「農業学校學科課程」にならって学科目「観賞園芸」の教育内容として造園教育を設置したのは、前述の大坂府立園芸学校(学科目「観賞園芸」は大正13年(1924)から昭和5年(1931)まで、翌昭和6年(1932)には学科目「花卉」と「庭園」に分離)を除くと4校であった。和歌山県立日高農業学校(大正15年(1926)和歌山県立紀南農業学校と改称。学科目「観賞園芸」は大正14年(1925)から昭和12年(1937)まで、翌昭和13年(1938)から学科目「園芸」と改正)、奈良県立磯城農学校(学科目「観賞園芸」は昭和6年(1932)から同8年(1934)まで、翌昭和9年(1935)から学科目「園芸」と改正)、岩手県立盛岡農学校、岩手県立盛農業園芸学校の4校である。この他に学科目の名称が「花卉温室、造園」となっているが、実質的に観賞園芸と同じと見なせる青森県五所川原農学校がある。学科目として「観賞園芸」を教育課程に設置したことは、これらの学校に

表 12 学科目「観賞園芸」設置校に於ける園芸関係学科目の構成

	大正14年 (1925) 教育課程	昭和6年 (1931) 教育課程	昭和11年 (1936) 教育課程	昭和12年 (1937) 教育課程	昭和13年 (1938) 教育課程
和歌山県立 紀 南 農業学校		「観賞園芸」 III-2/30(花卉、温室、盆栽、庭園)			「園芸」 I-2/29(蔬菜園芸)
		「蔬菜」 I-2/30(各論) III-2/30(促成栽培)			II-2/28(果樹園芸)
			「果樹」 II-2/30(各論) III-1/30(各論)		III-6/28(果樹、蔬菜高等栽培、花卉、造園)
奈良県立 磯 城 農 学 校				「観賞園芸」 II-1/30(花卉) III-1/28(花卉) IV-3/26(花卉、庭園、盆栽)	
				「蔬菜」 III-1/28(各論) IV-2/26(汎論、高等栽培) V-3/27(汎論、高等栽培)	
				「果樹」 IV-2/26(果樹) V-2/27(果樹)	
岩手県立 盛 岡 農 学 校				「観賞園芸」 III-2/28(花卉、温室、盆栽、造庭)	
				「園芸」 I-1/30(蔬菜) II-1/30(果樹)	
				「花卉、温室、造園」 IV-1/28(花卉) V-1/28(温室、造園)	
				「蔬菜」 III-1/27(汎論) IV-2/28(各論) V-1/28(高等栽培)	
				「果樹」 III-1/27(汎論) IV-2/28(汎論、各論) V-2/28(各論)	
青 森 県 五 所 川 原 農 学 校				「観賞園芸」 III-2/28(花卉、盆栽、造園、觀賞樹木)	
				「園芸」 I-2/30(蔬菜) II-1/28(果樹)	
				「花卉、温室、造園」 IV-1/28(花卉) V-1/28(温室、造園)	
岩手県立 盛 農 業 園 芸 学 校				「蔬菜」 III-1/27(汎論) IV-2/28(各論) V-1/28(高等栽培)	
				「果樹」 III-1/27(汎論) IV-2/28(汎論、各論) V-2/28(各論)	
				「観賞園芸」 III-2/28(花卉、盆栽、造園、觀賞樹木)	
				「園芸」 I-2/30(蔬菜) II-1/28(果樹) III-3/28(果樹、蔬菜、高等栽培、温室園芸)	

注) 「」: 学科目、ローマ数字: 履修学年、算用数字: 学科目履修時間／履修学年総授業時数、(): 教育内容。

於いては、園芸教育を「蔬菜・果樹栽培のための園芸」と「観賞のための園芸」という目的別に二つに区分して捉えていたといえるのである(表12)。

c) 学科目「園芸」等に造園教育を設定した学校に於ける造園教育

改訂「農業学校規定」期に於いてその教育課程に造園教育を設定した26校の約5割の14校に於いては、その教育課程に園芸等の学科目の多岐に亘る教育内容の一つとして、造園または庭園が設定されている。これらの学校に於いて造園、造庭、庭園をその教育内容に含む学科目の内訳は、学科目「園芸」が最大で、大宮農商、宮城県農学校、東京府立農芸、佐賀県立佐賀農芸、和歌山県有田実業、広島県立西條農、山口県宇部農芸、与野農商、岡山県井原実業の9校、学科目「作物及園芸」が、青森県立柏木町農学校(本学科目設置は昭和4年(1929)から同6年(1931)の

間), 奈良県立郡山園芸(本学科目設置は, 昭和5年(1931)から昭和9年(1935)まで, 昭和10年(1936)からは, 学科目「園芸」)の2校, 学科目「農業大意」が奈良県立吉野林業学校(本学科目設置は, 昭和6年(1931)から同11年(1937)の間)1校, 学科目「農業」が福岡県京都農学校の1校, 学科目「造林及保護」が京都府立須知農林学校の1校であった。つまりこれらの造園教育を教育課程に設置した多くの学校では, 造園は園芸または農業教育内容の一つとして位置づけに留まっていたのである。上記学校の内, 佐賀県立農芸のみが教育課程に「庭園」の語を用い, 広島県立西條農学校のみが, 「造園, 造庭」の語を用い, 他の12校では全て, 「造園」の語を用いていた。つまり, 造園教育は「庭園」からその範囲を拡大した「造園」として捉えられていたといえるのである。

なお, 特筆すべきは, 園芸・農芸教育実施校ではなく, 京都府立農林学校農林科, 奈良県立吉野林業学校, 京都府立須知農林学校及び広島県立西條農学校林科の林業関係学校・学科に於いて, 教育課程に造園教育が設定されていたことである。これら林業関係学校・学科に於いて造園教育を実施したのは, 東京帝国大学農科大学に於いて, 我が国初の造園学の講義が始まったためもあったといえよう²⁵⁾。

4. まとめ

我が国農学校に於ける造園教育は, 明治末期, 2校の農学校で, その学科課程(教育課程)に学科目「園芸」の教育内容の一つとして「庭園」が設定されたことに始まる。つまり, 農学校に於ける造園教育は園芸の一分野として出発したのである。その後庭園は, 科目「観賞園芸」の教育内容に位置づけられ, 次いで独立した学科目「庭園」となる。更に科目「庭園及都市計画」, または「造園及都市計画」を経て昭和16年(1941)には, 旧教育制度下の農学校唯一の造園科が東京府立園芸学校に設置されるに至り, 本格的な造園教育が展開される。この造園科の設置は, 造園教育の園芸教育からの完全な分離独立を意味する。

「実業学校令」改正に伴い大正10年(1921)公布された改正「農業学校規定」下に全国各地の農学校に於いて園芸科・農芸科の設置及び園芸学校・農芸学校の設置並に校名改称が相次ぎ, 昭和17年(1942)には, これら農学校は30校に及ぶ。この内, 「造園」「造庭」「庭園」を教育課程に含む農学校は, 23校に達した。これら農学校に加え農林学校2校と農学校1校に於いても造園教育が実施され, 改正「農業学校規定」期には26校に於いて造園教育が実施されたのである。これら26校の内, 造園科設置校が1校, 科目「造園」設置校が4校, 科目「庭園」設置校2校であった。また5校に於いては, 科目「観賞園芸」の教育内容の一つとして, 「造園」「造庭」「庭園」が教育課程に設定された。これらの学校に於いては, 園芸教育を「栽培のための園芸」と「観賞のための園芸」との二つに分化して捉えていたことを意味する。残り14校に於いて「造園」「庭園」は, 科目「園芸」等の教育内容の一つとして教育課程に設定されていた。つまり, 造園教育実施校の約5割は, 栽培園芸とは異なる性格をもつ「造園」「庭園」を園芸の一分野とし

て位置づけていたのである。

なお, 農学校の教育課程に「造園」の語が現れるのは, 昭和4年(1930)の青森県立柏木町農学校での園芸科の学科目「作物及園芸」の教育内容に「花卉, 造園」と表記されたのが嚆矢である。この後, 順次, 庭園より広い概念を持つ「造園」の語が, 教育課程に表記されるようになり, 昭和17年(1942)には, 3校を除き全て「造園」と表記されたのである。

補注及び文献

- 1) 西村公宏: 札幌農学校におけるランドスケープガーデニング, 造園雑誌, 54卷5号, pp. 72-77, 1991.
- 2) 西村公宏: 三井ヒサエと女子園芸教育の黎明, 造園雑誌, 55卷5号, pp. 73-78, 1992.
- 3) 西村公宏: 千葉県立高等園芸専門学校における「庭園論」と校庭整備の関係について, 造園雑誌, 57卷5号, pp. 37-42, 1994.
- 4) 西村公宏: 大正期新設の文部省直轄校当初学校の外構整備について, ランドスケープ研究, 59(5), pp. 33-36, 1996.
- 5) 西村公宏: 明治期, 大正前期における東京帝国大学本郷キャンパスの外構整備について, ランドスケープ研究, 60(5), pp. 431-436, 1997.
- 6) 進士五十八・森永寿久・佐々木一栄: 高校に於ける造園教育, 造園雑誌, 36卷4号, pp. 46-47, 1973.
- 7) 中瀬宏孝・近藤三雄: 農業高校における造園科ならびに造園教育の実態について, 造園雑誌, 45卷1号, pp. 8-12, 1981.
- 8) 明治31年(1898)10月20~26日開催の第1回公私立農業学校長協議会に於ける, 文部省諮詢に対する答申の中の, 「甲種農學校學科課程表」には, 科目「園芸」は, 第3学年履修とされ, その教育内容は, 蔬菜, 果樹の二つであり, 造園に関する教育内容は全く想定されていない(全國農業學校長協會編纂: 日本農業教育史, 農業圖書刊行會, pp. 398-399, 1941.)。
- 9) 石川幹子: 福羽逸人近代園芸学の祖, ランドスケープ研究, 58(1), p. 8, 1994.
- 10) 横井時敬: 園藝學校設立の必要, 日本園藝會雑誌, 第157號, pp. 1-7, 1905.
- 11) 明治32年(1899)2月25日公布の「農業学校規定」では, 農業学校的種類は, 甲乙の二種と定められている。甲種は, 修業年限3箇年, 実習を除く授業時数は, 每週30時間以内, 入学資格は, 年齢14才以上, 高等小学校卒業又は同等以上, 必須学科の内, 實業に関する学科は, 土壤, 肥料, 作物, 園芸, 農産製造, 畜産, 養蚕, 病虫害, 気候, 林学大意, 獣医学大意, 水産学大意の12科目と定められている。乙種は, 修業年限3箇年以内, 実習を除く授業時数は, 每週27時間以内, 入学資格は, 年齢12才以上, 尋常小学校卒業又は同等以上, 必須学科の内, 實業に関する学科は, 土壤, 肥料, 作物, 農産製造, 家畜, 養蚕, 病虫害, 気候の8科目と規定されている。
- 12) 東京府学務課主任属鈴木榮一郎起案 文部大臣宛(大正6年(1917)1月17日付): 園藝學校學科課程改正ノ件 稟申案(大正6年(1917), 第1類・文書類纂・學事第9類・府立學校, 東京都公文書館蔵)
- 13) 「農業學校學科課程」は, 改正農業學校規定に定められた4種類の学校毎に農業學校の各学科, 女子農業學校, 獣医学校に於ける学科目及び毎週授業時数の標準を例示したものである(文部省實業學務局: 大正12年1月 農業學校學科課程, 文部省實業學務局, 1924.)。
- 14) 改正「農業學校規定」に於ける農業学校は, 修業年限により, 次の二種と規定されている。「尋常小學校卒業程度ヲ以

- テ入學資格トスル場合ニ於テハ三年乃至五年」、「高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年」(第1条)
- 15) 千葉縣：千葉縣令第21號，千葉縣報第3686號，p.83，大正11年(1922)3月31日。
- 16) 京都大学編：京都大学農学部六十年史，教育文化出版，p.24，1993。
- 17) 東京府立園藝學校長山本正英提出 東京府知事香坂昌康宛(昭和9年(1934)11月10日付)：本校學則改正の件申請(昭和9年(1934)，第1類・文書類纂・學事第9類・府立學校，東京都公文書館藏)
- 18) 大阪府知事中川望提出 文部大臣江木千之助宛(1924年1月22日付)：府立農商學校移転並學則改正及名稱變更ニ関スル稟請(學則，規則に関する許認可文書・農業學校，国立公文書館藏)
- 19) 京都府知事官房：京都府告示第389號，京都府公報 第445號，pp.407-409，昭和6年(1931)5月8日。
- 20) 京都府知事官房：京都府告示第824號，京都府公報 第535號，pp.229-231，昭和16年(1941)8月15日。
- 21) 兵庫縣：兵庫縣令第21號，兵庫縣報 第842號，pp.1-2，昭和9年(1934)3月30日。
- 22) 熊本縣知事官房：熊本縣令第17號，熊本縣公報 第1338號，pp.1-6，昭和13年(1938)3月31日。
- 23) 福岡縣：福岡縣令第35號，福岡縣公報 第1969號，pp.3-4，昭和15年(1940)4月27日。
- 24) 三重縣廳：三重縣令第6號，三重縣公報 第2300號，pp.1-3，昭和10年(1935)3月27日。
- 25) 大正5年(1916)東京帝國大學農科大學林学科に於いて、我が國初の造園学の公開講座「景園学(大正7年(1918)「造園學」と改称)が、教授本多静六(1866-1952)及び講師本郷高徳(1877-1949)，講師田村剛(1890-1979)によって開講される。また同大学林学科出身の上原敬二(1889-1981)は、大正13年(1924)我が國初の造園の専門学校「東京高等造園学校」(現東京農業大学造園科学科の前身)を設立する。

A Study on Landscape Architecture Education at Japanese Agricultural Schools

By

Fumio KOITABASHI* and Isoya SINJI**

(Received November 21, 2008/Accepted March 12, 2009)

Summary : In April 1908, Tokyo Metropolitan School of Horticulture was established. This school was the first institution for horticulture education in Japan. Garden education was officially included, under the title of gardening education, in the curriculum of this school for the first time in Japan. By 1942, education of horticulture had been started in thirty agriculture schools. Twenty-six of these schools included garden, gardening and landscape architecture in their curricula. Six of these schools offered formal courses on garden or landscape architecture. Landscape architecture education in many other schools was one of the items to be covered in the courses on horticulture or agriculture and horticulture. In 1941, Tokyo Metropolitan School of Horticulture established two programs : horticulture and landscape architecture. This was the only agricultural school that had an independent landscape architecture program in Japan.

Key words : *Horticulture education, Curriculum, Garden, Gardening, Landscape architecture*

* Department of Environmental Symbiotic, Graduate School of Agriculture, Tokyo University of Agriculture

** Department of Landscape Architecture Science, Faculty of Regional Environment Science, Tokyo University of Agriculture